

公益社団法人 岐阜県建築士会 令和4年度第2回理事会議事録

日時 令和4年9月13日(火) 15時00分～16時20分

場所 場所 会議室参加形式：OKB ふれあい会館 展望レセプションルーム
岐阜市藪田南 5-14-53
Web参加形式：Zoom を利用

出席者 理事 25名中 21名出席（会議室：13名・Web：8名）

監事 2名中 2名出席（会議室：2名）

（出席理事）石黒時紀（議長）、神山誠、狹場芳男、寺倉修、坂忠男、松井博幸、
田神康弘（Web）、伊縫誠一郎、村瀬賢一（Web）、堀江俊安、
宇佐美泉、長尾英樹、山田伸次（Web）、田原義哲（Web）、
山田敬志（Web）、高木章、大塚則幸（Web）、渡邊正二、奥村公彦（Web）、
阿部匡、加藤幸治（Web）

（欠席理事）安田光利、矢島達朗、高橋秀一、栗山知

（出席監事）脇本敏雄、福野嘉彦

※会議開始前に、Web参加者の音声と画像が即時に他の参加者に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる仕組みとなっており、出席者が一堂に会するのと同様の議論を行うことができる環境であることを出席者全員が確認している。

事務局（渡邊専務理事）

令和4年度第2回理事会を開催いたします。

今回は会議室参加形式とZoomを利用したWeb参加形式を併用して開催いたします。

出席者は、理事25名中会議室参加13名、Web参加8名、合計21名出席、監事2名会議室参加です。

会長挨拶

令和4年度第2回理事会にご出席いただきましてありがとうございます。日頃より建築士会にご支援ご声援をいただき厚くお礼申し上げます。会長となり初めての理事会となりますので不手際等ありましたらご容赦ください。

どこの建築士会も一緒かと思いますが、会員減、会員増強を如何にするかが今年度の目標の1丁目1番地だと考えています。これに向けて、会員増強特別委員会においてご協力いただいておりますが、会員増強にはやはり一人一人のお声かけが大切かと思っておりますので、お声かけいただき入会を勧めていただきたいと思います。

事務局（渡邊専務理事）

定款35条で定める理事の定数を満たしており、有効に成立しています。

理事会運営規則第5条により会長に議長をお願いします。

議事録署名者は定款第36条により会長及び監事をお願いします。

会長（議長）

審議事項が議題 1 から議題 6 まであります。議題 1 について、専務理事から説明をお願いします。

I. 議 事

議題 1 令和 4 年度の各支部への割当金（後期分）及び令和 5 年度の割当金について

渡邊専務理事より資料に基づき、各支部の割当金（後期分）を今月末に振込みをする予定であるが、令和 3 年度繰越金と令和 4 年度割当金（前期分）を合わせた各支部残高の合計が 10,111 千円ある状況であり、割当金は事業費として振込みをしているため、特に公益事業を中心に支出していただくように依頼がある。

会長から、各支部においては資金がかなりある状況のため、公益事業への支出に重点をおきながら有効的に使っていただくよう依頼がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 2 相談役及び顧問の選任について

渡邊専務理事より資料に基づき、令和 6 年度定時総会の終結までの任期で、相談役に元会長の藤井孝一氏と前会長の横井守氏の 2 名に、顧問に加藤達雄氏にお願いしたい旨の説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 3 会員の入会の承認について

渡邊専務理事より資料に基づき、正会員 17 名、賛助会員 2 社の入会について説明がある。

会長より、若い方にご入会いただいております。如何に若い方をくいとめるかが重要であるため、協力依頼がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 4 会員資格の喪失について

渡邊専務理事より資料に基づき、会費未納による会員資格の喪失正会員 9 名、退会届提出による会員資格の喪失正会員 8 名、賛助会員 1 社、死亡による会員資格の喪失正会員 1 名について説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 5 委員会委員の追加選任について

渡邊専務理事より資料に基づき、青年委員会 1 名の委員の追加選任について説明がある。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 6 その他

なし

II. 報告事項

報告 1 (一財) 日本建築センターからのセミナー協力依頼について

渡邊専務理事より資料に基づき、(一財) 日本建築センターから「建築技術者のための技術セミナー」を岐阜県内で開催することに伴う協賛、共催等の協力依頼があり、役割としては受講者募集の広報等であり、セミナー当日の会場設営、受付の補助、片づけの補助等の協力依頼はない旨の説明がある。

報告 2 業務執行理事からの報告について

松井岐阜支部長、宇佐美西濃副支部長、長尾各務原支部長、山田中濃支部長、田原可茂支部長、山田東濃支部長、高木中津川支部長、大塚飛驒支部長より資料に基づき、支部の活動報告がある。

寺倉副会長より資料に基づき、総務委員会、まちづくり委員会の活動報告がある。

坂副会長より資料に基づき、情報・広報委員会、建築士試験担当委員会の活動報告がある。

神山副会長より資料に基づき、事業研修委員会、青年委員会、会員増強特別委員会の活動報告がある。

狭場副会長より資料に基づき、女性委員会、地域貢献活動委員会の活動報告がある。

報告 3 遊休財産の保有限度額について

渡邊専務理事より資料に基づき、令和 3 年度決算では遊休財産額が遊休財産額の保有上限額を 793 万円程超過しており、2 年連続不適合となった旨の報告がある。そのため、公益事業の実施が必要である旨の説明がある。

神山副会長より公益法人法により公益事業を実施した費用以上に遊休財産を保有することができないため不適合となっている。コロナで事業ができない状況であるため猶予されている状況であるが、事業が実施できない状況が続くと、公益事業実施のため目的を定めた上で積立をして遊休財産を減らす必要がでてくる。各支部で保有している金額を本部に返却してもらい積立をすることはできないため、本部保有の遊休財産の中で積立をすることになり、目的を定めた上での積立のため自由に支出できる資金が少なくなる。このような状況を理解いただきコロナが落ち着いた時には各支部や各委員会では事業を実施していただくよう依頼がある。

／遊休財産額の 28,060 千円には支部の資産は含まれているのか。

- ・支部資産も含まれています。

報告 4 令和 4 年度事業費の執行状況について

渡邊専務理事より資料に基づき、令和 4 年 7 月末現在の事業費執行状況について報告がある。

報告 5 その他

・渡邊専務理事より資料に基づき、岐阜県木材協同組合連合会内に開設された「ぎふ木造建築相談センター」についての紹介がある。

・山田中濃支部長より、全国大会に 13 名の参加を予定しているが、コロナ感染や、濃厚接触者となったことによりキャンセル料が発生した場合、支部会計からの支出は可能なのか質問がある。

／コロナ禍の状況を考えると、支部長判断で支部会計からの支出も可能と考えます。

- ・渡邊専務理事より、次回の理事会を 3 月 9 日（木）に開催する予定である旨説明がある。

脇本監事より、会員数の動向をみても退会者が多く、会員減少に歯止めがきかない状況に危惧している。会長が今年のための具体的施策としてあげているように、退会防止には、「魅力ある事業・研修の継続と創設」につけるかと思う。本日、支部や委員会の活動報告にもあるように多数事業を計画しているので事業を遂行していただければと期待しているが、会員増強においては、個人的なつきあいによる勧誘も必要であるが、各支部管内における非会員の有資格者に関する実態を把握して、ダイレクトメールを送付するなどして、建築士会をアピールすることも必要であり、非会員の有資格者に関する情報を把握することはできないのかとの発言がある。

渡邊専務理事より、建築士登録事務により知り得た情報で、ダイレクトメールを送ることはできない旨の説明がある。

以上をもって、本日の議事は全て終了したので議長は閉会を宣して、午後 4 時 20 分に散会した。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し、出席した会長及び監事が次に記名捺印する。

令和4年9月13日

公益社団法人 岐阜県建築士会

議長 印

監事 印

監事 印